

【大学院設置基準等の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第六号） 新旧対照表】

◎大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>（入学者選抜）</b></p> <p>第一条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>（修士課程の修了要件）</p> <p>第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>（博士課程の前期の課程の取扱い）</p> <p>第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。</p>	<p><b>（新 設）</b></p> <p>（修士課程の修了要件）</p> <p>第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>（新 設）</p>

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第二十六条(二)に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2・3 (略)

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2・3 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>第一百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第一項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上</p>	<p>第一百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第一項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>（新 設）</p>

六・七の学力があると認められた者  
(略)

五・六  
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（修士の学位授与の要件）</p> <p>第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。</p> <p>2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修了要件を満たした者に対しても行うことができる。</p> <p>（<u>学位の授与に係る審査への協力</u>）</p> <p>第五条 前二条の学位の授与に係る審査に当たつては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。</p>	<p>（修士の学位授与の要件）</p> <p>第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。</p> <p>2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。</p> <p>（<u>学位論文の審査の協力</u>）</p> <p>第五条 前二条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たつては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（専攻分野に関する業績）</p> <p>第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。</p> <p>一 学位論文その他の研究論文</p> <p>二 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条に定める特定の課題についての研究の成果</p> <p>三 大学院設置基準<b>第十六条の二</b>に定める試験及び審査の結果</p> <p>四 著書、データベースその他の著作物（<b>第一号及び第二号</b>に掲げるものを除く。）</p> <p><b>五</b>（略）</p>	<p>（専攻分野に関する業績）</p> <p>第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。</p> <p>一 学位論文その他の研究論文</p> <p>二 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条に定める特定の課題についての研究の成果</p> <p>三 著書、データベースその他の著作物（<b>前二号</b>に掲げるものを除く。）</p> <p><b>四</b>（略）</p>